

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年8月16日（平成29年（行個）諮問第128号）

答申日：平成30年1月31日（平成29年度（行個）答申第190号）

事件名：本人が行った行政文書開示請求及び不服申立てにおいて対象行政文書として特定されなかった文書の不開示決定（保有個人情報非該当）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき、その全部について審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求書

##### （1）審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月9日付け個人情報保護第2017-00028号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取り消して、請求した情報は全て開示するとの決定を求める。

##### （2）審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

開示請求受付後の電話連絡があった際に伝達したとおり、少なくとも、起案用紙や表紙等に不服申立人の氏名や不服申立事件・諮問事件・書類番号が記載されており、それらが開示請求者の保有個人情報であるから、保有個人情報該当性が肯定されるものである。

本件のような開示請求に対して、本件のような処分が適法・適当とされてしまえば、対象文書の名称が答申書にも記載されておらず、処分庁に訊くほか行政文書の名称を知るすべがなくなり、処分庁にとって不都合な文書があった場合には、その不都合な文書の名称を伝えず不都合でない文書のみを回答すること等により、文書を隠蔽することが可能となってしまう。そのようなことは、外務大臣が法2条3項の解釈を誤ったものであって、到底、同法1条、47条1項及び48条に適合しているとは言えない。

## 2 意見書

### (1) 文書の特定

6冊の行政文書ファイル以外にも、審査請求人が開示請求及び不服申立てした件（平成28年（行情）諮問第501号及び同第502号。以下「別件諮問」という。）において新たに発見された文書のうち同答申で対象文書として特定されなかったものを特定すべきである。

### (2) 保有個人情報該当性

まず、審査開求人、断じて、処分庁のいう行政文書自体を保有個人情報として開示請求したわけではない。

処分庁は、行政文書の原本を対象文書として判断してしまったがために、保有個人情報に該当しないとしている。しかしながら審査請求人は、問い合わせ時に何度も以下の内容を伝達した。

本件個人情報開示請求は、行政文書の原本自体ではなく、外務省が審査会の手続において新たに発見されて審査会に提出する際に写しを取って審査請求人の氏名や事件番号といった保有個人情報を付した上で外務省に保管されている写しを起案文などとともに保有個人情報として開示請求するものである。

行政にとって不都合な情報を含む行政文書ファイルの名称を口頭で伝達しなければ容易に隠蔽が可能となってしまうこと、審査会に提出するために審査請求人の氏名や事件番号を付した上で外務省に保管されている写しはその起案文書とともに明らかに保有個人情報に該当する。

実際に、過去に審査請求人が、外務省が厚生労働省に対して審査開求人への開示請求に対する開示文書について開示・不開示の可否を照会した文書について保有個人情報開示請求をしたところ、起案文書等とともに開示されたこととも整合性が保たれていない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

(1) 外務省は、審査請求人が平成29年4月10日付けで行った法に基づく保有個人情報開示請求「審査請求人が情報公開請求及び不服申立てした別件諮問において、新たに発見された文書のうち同請求に対する対象行政文書として特定されなかったもの一切。たとえば、「精神障害者人権問題／精神衛生法（国際法律家委員会、障害者インターナショナル調査団訪日）等3冊」、「精神衛生法（精神保健法成立経緯）」、「精神衛生法（第39回差別小委・第40回差別小委）」、「精神障害者の人権」という行政文書ファイルが記載されている。」に対し、開示請求対象文書は開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とする決定を行った（原処分）。

(2) これに対し、審査請求人は、5月16日付けで原処分を取り消して、

請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める旨の審査請求を行った。

- (3) なお、審査請求人からの保有個人情報開示請求（上記(1)）を受けた際、外務省より審査請求人に対し電話にて、当該行政文書ファイルには、審査請求人本人の保有個人情報は含まれていない点とともに、当該文書の開示を求める場合には、新たに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求を行うことが適当である旨案内し、保有個人情報開示請求の取下げの検討を依頼した。これに対し、審査請求人は、保有個人情報開示請求については請求を維持する旨主張するとともに、情報公開請求は別途行う予定であるとして、6冊の行政文書ファイル名につき照会があったところ、外務省より同人に対し、右情報を提供した。

## 2 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が情報公開請求及び不服申立てした別件諮問において新たに発見された文書のうち同請求に対する対象行政文書として特定されなかったもの一切（以下「本件文書」という。）に記載された本人に係る保有個人情報である。

## 3 審査請求の内容について

審査請求人は、原処分を取り消し、請求対象文書を特定した上で、請求した情報を全て開示するよう求めている。

## 4 原処分の妥当性について

本件文書は、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないため、不開示としたものであり、原処分は妥当である。

## 5 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、原処分に対し、文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であると主張する。しかしながら、外務省においては、上記1経緯(1)6冊の行政文書ファイルのうち、別件諮問において特定されなかった文書全てを確認しており、審査請求人の主張には理由がない。
- (2) また、審査請求人は、「少なくとも、起案用紙や表紙等に不服申立人の氏名や不服申立事件・諮問事件・書類番号が記載されており、それらが開示請求者の保有個人情報であるから、保有個人情報該当性が肯定されるものである。」と主張する。しかしながら、本件文書において、審査請求人の保有個人情報が記載された文書が存在しないため、審査請求人の主張には理由がない。仮に審査請求人の保有個人情報が含まれていたとしても、情報公開法に基づく開示請求対象文書の特定作業においては、開示請求者の個性は考慮されず、開示請求者と対象文書との連関性が否定されるため、開示請求者の保有個人情報には当たらない。よって、

審査請求人の主張には理由がない。

- (3) さらに、審査請求人は、「本件のような処分が適法・適当とされてしまえば、対象文書の名称が答申書にも記載されておらず、処分庁に訊くほか行政文書の名称を知るすべがなくなり、処分庁にとって不都合でない文書のみを回答すること等により、文書を隠蔽することが可能となってしまう。そのようなことは、外務大臣が法2条3項の解釈を誤ったものであって、到底、同法1条、47条1項及び48条に適合しているとは言えない。」と主張する。しかしながら、原処分は、本件文書が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないため不開示としたものであり、また、外務省は、審査請求人に対して当該行政文書ファイルには、審査請求人本人の保有個人情報は含まれておらず、当該文書の開示を求める場合には、新たに情報公開法に基づく開示請求を行うべき旨説明しており、審査請求人からの照会に応じて6冊の行政文書ファイル名に関する情報を提供した。以上の経緯を踏まえれば、外務省は本件請求に対して法令に従って適正に対処しており、審査請求人の主張には理由がない。

## 6 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年8月16日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月13日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 平成30年1月10日 | 審議            |
| ⑤ 同月29日      | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件文書に記録された本人に係る保有個人情報である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして全部不開示とする原処分を維持すべきとしていることから、その保有個人情報該当性（法12条1項該当性）について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の保有個人情報該当性について

- (1) 本件文書及び本件開示請求時の審査請求人とのやり取り等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件文書は、昭和62年の「精神衛生法等の一部を改正する法律」（昭和62年9月26日法律第98号）により「精神衛生法」が「精神保健法」に改正された前後の我が国の精神障害者の処遇に関連した文書を保存した、「精神障害者人権問題／精神衛生法（国際法律家委員会、障害者インターナショナル調査団訪日）等3冊」、「精神衛生法（精神保健法成立経緯）」、「精神衛生法（第39回差別小委・第40回差別小委）」及び「精神障害者の人権」という計6冊の行政文書ファイルにつづられた文書のうち、別件諮問に係る情報開示請求において最終的に特定された文書を除く全ての文書である。本件文書には、審査請求人の保有個人情報記録されていない。

イ 審査請求人から開示請求を受けた際、処分庁から審査請求人に対し、本件文書には審査請求人に係る保有個人情報は記録されていないため、本件文書の開示を求めるのであれば情報公開法に基づく開示請求を行うべきである旨説明した。これに対し、審査請求人からは、本件開示請求は維持したままで、情報公開法に基づく開示請求を別途行う旨回答があった。

(2) 諮問庁から「精神障害者人権問題／精神衛生法（国際法律家委員会、障害者インターナショナル調査団訪日）等3冊」、「精神衛生法（精神保健法成立経緯）」、「精神衛生法（第39回差別小委・第40回差別小委）」及び「精神障害者の人権」の計6冊の行政文書ファイルの提示を受けて確認したところ、そのいずれにも審査請求人に係る保有個人情報が記録されているとは認められず、当該行政文書ファイルには審査請求人を本人とする保有個人情報は記録されていないとする上記(1)の諮問庁の説明は首肯できる。また、他に本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められない。

(3) 上記を踏まえれば、本件文書に記録された情報は、法12条1項にいう、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その全部を法12条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

## 別紙

審査請求人が情報公開請求及び不服申立てした件（平成28年（行情）諮問第501号及び同第502号。以下「別件諮問」という。）において、新たに発見された文書のうち同請求に対する対象行政文書として特定されなかったもの一切。たとえば、「精神障害者人権問題／精神衛生法（国際法律家委員会，障害者インターナショナル調査団訪日）等3冊」，「精神衛生法（精神保健法成立経緯）」，「精神衛生法（第39回差別小委・第40回差別小委）」，「精神障害者の人権」という行政文書ファイルが記載されている。